

## 告 示

### 埼玉県告示第二百三十七号

令和二年埼玉県告示第二百九十七号（建築物エネルギー消費性能認定申請手数料のうち住宅部分の共用部分の床面積を除く建築物）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和五年二月二十八日

埼玉県知事 大 野 元 裕

告示中「次に掲げるいずれかの」を「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成二十八年経済産業省・国土交通省令第一号）第四条第三項第二号の規定により設計一次エネルギー消費量を算出した」に改め、各号を削る。